

様式第2号

統計法に基づく
基幹統計調査



都道府県番 号 事 業 所 一 連 番 号

賃金構造基本統計調査

個 人 票

(平成 年6月分)
厚生労働省



この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることはありません。

枚目

Table with 21 columns: (1) 一連番号, (2) 労働者の番号又は氏名, (3) 性, (4) 雇用形態, (5) 就業形態, (6) 最終学歴, (7) 年齢, (8) 勤続年数, (9) 労働者の種類, (10) 役職番号, (11) 職種番号, (12) 経験年数, (13) 実労働日数, (14) 所定内実労働時間数, (15) 超過実労働時間数, (16) 支払額, (17) 超過労働給与額, (18) 通勤手当, (19) 精進手当, (20) 家族手当, (21) 賞与・期末手当等特別給与額, 備考

見本

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。